

第9回総会 令和3年2月26日

局長 起立、一同礼、着席

局長 それでは、総会に先立ちまして、2月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

今月は、農地改良届出4件提出されていますので報告いたします。

1番、2番は連なった農地のため、続けて報告します。まず1番、土地の所在は、大字三宅字〇〇番6、台帳・現況ともに田、面積874㎡、所有者・申請者ともに、住所：大字三宅〇〇番地、〇〇、続きまして2番、土地の所在は、大字三宅字〇〇番4、台帳・現況ともに田、面積522㎡、所有者・申請者ともに、住所：大字三宅〇〇番地1、〇〇、改良する理由は、1番、2番農地ともに周囲の土地より低く、水はけが悪いため、1番の農地を約20cm、2番の農地を約50cm盛土して、良好な農地とするとしていきます。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

15番 農地改良届1番、2番について報告します。場所はお手元の地図をご覧ください。妻地区、〇〇集落で、〇〇川沿いの農地です。2番の〇〇さんの農地は、〇〇川のすぐ川沿いで、道路、堤防より低く、最近は少しの雨でも水に浸かり、使いようがない状況でした。隣の〇〇さんの農地も水はけが悪いことで、〇〇さんの農地を約50cm、〇〇さんの農地を約20cmかさ上げして、使いやすい農地とする届出が出されました。〇〇さんは、大きなトラクターを所有しており、かさ上げ作業を実施することを私も確認していますので報告いたします。

局長 次の3番、4番についても、同じ所有者・申請者農地で、関連がありますので続けて報告します。まず3番、土地の所在は、大字荒武字〇〇番1、台帳・現況ともに畑、面積1,525㎡、次に4番、土地の所在は、大字荒武字〇〇番1、台帳・現況ともに畑、面積3,318㎡、所有者・申請者ともに、住所：大字荒武〇〇番地、〇〇、改良する理

由は、3番の農地は、段差があるため、約30～50cm低くして、同じ高さに均一化して使いやすい農地とするとしています。4番の農地は、周囲農地より低く、砂利が出てくるため、約30cm盛土して、使いやすい農地とするためとしています。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

8 番 3番、4番は、どちらも都於郡、〇〇集落の〇〇さんの農地で、関連がありますので、合わせて報告します。資料として、地図がありますので、ご覧下さい。3番は、〇〇公民館から、東へ進んだ高台にある農地です。斜めになった農地のため、30cm～50cm低くして、段差をなくして平らに均すとしています。4番の農地は、3番の農地から道を挟んだ、真向かいの農地となります。土地が低く、砂利がでてくるため、3番で取り除いた土を利用して30cm程盛土して、使いやすい農地に改良するとのこと。改良後は、これまでどおり、甘藷、大根を作付けし、隣地農家にも同意を得られており、私も現地を確認していますので報告します。

局 長 また、相続届出2件、使用貸借合意解約8件、賃貸借合意解約14件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和2年度第9回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、13番〇〇委員、18番〇〇委員が欠席、28番〇〇委員が遅れるとのことで、現在29名の出席であります。本日の議案件数であります、7件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。15番 〇〇委員、30番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第43号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第43号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、申請件数は議案

書 1 ページの通り、2 件であります。

申請番号 1 番を説明します。申請者：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番 2、
登記：畑、現況：宅地、面積 390 m²、申請内容・目的：農業用施設用地、主な施
設の内容：農業用倉庫の建築であり、既設の農業用倉庫について始末書が添付されて
います。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 今回は、24 番〇〇委員と私（8 番 〇〇委員）が会長の命を受けまして、2 月 18 日、
午前 9 時より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、杉
尾係長同行のもと、農地法第 4 条 2 件、農地法第 5 条 2 件、非農地証明 2 件の現地調
査を行いました。順次報告していきますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。
尚、非農地証明調査には、32 番〇〇委員にも同行していただきました。

24 番 1 番について説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落です。詳細については、
配布済みの地図を参照して下さい。この申請地は、〇〇さんが、昭和 55 年頃から
転用申請を行わずに、農業用倉庫を建築しており、違反転用を是正するための転用申
請となります。この案件は、既に転用されていますので、始末書が添付されていま
すので、皆さんご確認下さい。周囲は、東側は農地、西側は道路、南側は道路、北側は
宅地となっています。雨水は、既設側溝へ放流します。転用に伴う、周辺への土砂流
出等については、既に 40 年が経過しており、その間も影響はありませんでしたので、
問題はないと思われます。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であ
り、第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆様のご審
議よろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。申請者：宮崎市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番3、登記・
現況ともに畑、面積895㎡、申請内容・目的：太陽光発電施設用地、主な施設の内容：
太陽光パネル288枚の設置であります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 2番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から、南へ約
200m行った所の農地です。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、太陽光発電施設を設
置するための転用申請です。周囲は、東側は農地、西側は道路、南側は農地、北側は
農地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う、周辺への土
砂流出等については、盛土等による造成もなく、特に懸念することは見受けられませ
ん。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、公
共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許
可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 44 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 44 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2 ページ
の通り申請件数は 2 件であります。

1 番を説明します。受人：高鍋の〇〇、渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸字
〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 212 m²、申請事由：資材置場用地、権利の内容：
売買による所有権移転、主な内容は：電気工事事業用資材置場の設置です。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

24 番 1 番を説明します。申請地は、妻北地区の〇〇集落で、〇〇から西へ約 400m 行った
ところの農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人の〇
〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、資材置場を設置するた
めに申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地
となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う周辺への土砂流出
については、周辺にブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。また、転用する土地
の周辺関係者等への同意を得ているとのこと。この申請地は、都市計画区域内の
用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。
皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入費は、〇〇円となっております。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：岩爪の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番1、登記：畑、現況：宅地、面積300㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般個人住宅1棟の建築ですが、既に宅地として利用されており、始末書が添付されています。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 2番について説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、先ほどの農地法第4条の1番の隣の農地となります。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、父、〇〇さんから贈与により所有権移転を受け、申請されたものです。この申請地は、譲渡人の父が昭和30年頃に農家住宅を建設し、無許可で埋め立て宅地として利用していたもので、違反転用を是正し、新たに一般個人住宅を建設するための転用申請となります。この案件は、始末書が添付されていますので、皆さんご確認下さい。周囲は、東側は原野、西側は先の4条で申請があった宅地、南側は原野を挟んで道路、北側は宅地となっています。雨水は、敷地内の雨水枡から既設側溝に流します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う、周辺への土砂流出については、周辺にブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模農地の集団であり、第2

種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第45号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第45号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書3～4ページの通り、申請件数は7件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50aの要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

まず、1番から説明いたします。受人：岡富の〇〇、渡人：延岡市の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積1,031㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 1 番について説明します。渡人は、延岡市に住む〇〇さんで、岡富に住む〇〇さんへの贈与となります。農地の場所は、お手元の資料がありますが、〇〇神社の西側の農地となります。〇〇さんは、米を約4町、ピーマン約5反、スイートコーン約2反作付している大きな農家です。農機具も、田植機、トラクター、軽トラック等農業に必要な機械は一式揃っております。周辺農家への影響もなく、農地法第3条の50aの作付けも問題ないことから、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 それでは、説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番について説明します。受人：三納の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番1、登記・現況とも畑、面積135㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 2番を説明します。先月にも、〇〇さんの農地について申請がありましたが、同様

の案件です。〇〇から〇〇橋を渡って、右側の〇〇川堤防沿いの農地ですが、〇〇さんの農地の一部に〇〇さんの農地が含まれていたことが分かり、贈与とするものです。先月案件同様、問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番について説明します。受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,159 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番 3番を説明します。受人〇〇さんと渡人〇〇さんは、従兄弟になりますが、〇〇さんの規模拡大のための贈与であります。〇〇さんは、現在〇〇に勤めておられますが、傍ら水稻、甘藷等作付けされ、トラクター等農業に必要な機械は一式揃っています。何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番について説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番2、登記・現況ともに田、面積3.3㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9 番 4番を説明します。渡人は鹿野田に住む〇〇さんで、同じく鹿野田に住む〇〇さんへの贈与となります。農地の場所は、お手元の資料を参照下さい。鹿野田の〇〇住宅と〇〇のそばの農地となります。〇〇さんは、米を約1町作付しておられ、農機具も、田植機、トラクター、軽トラック等農業に必要な機械は一式揃っております。周辺農家への影響もなく、農地法第3条の50aの作付けも問題ないことから、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番について説明します。受人：平郡の〇〇、渡人：滋賀県の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1他3筆、登記・現況ともに田、面積5,362㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

29 番 5番について説明します。渡人は、滋賀県に住む〇〇さんで、平郡に住む〇〇さんへの売買となります。農地の場所は、お手元の地図をご覧ください。三納の〇〇集落の農地となります。〇〇さんは、WCSを約20町作付している、西都市内でも大きな農家です。農機具も、田植機、トラクター、軽トラック等農業に必要な機械は一式揃っております。周辺農家への影響もなく、農地法第3条の50aの作付けも問題ないことから、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は、10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 6 番の説明をお願いします。

局 長 6 番について説明します。受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 1,356 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番 6 番について説明します。受人、渡人ともに同じ集落に住んでおられ、農地の場所は穂北の下水流集落にあり、売買となります。先ほどの申請番号 3 番の受人、〇〇さんの案件と同様、退職後の規模拡大で、農機具や作付面積等何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 7 番の説明をお願いします。

局 長 7 番について説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他 8 筆、登記・現況ともに田、面積 9,034 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

事務局 担当委員が遅れていますので、事務局で説明します。農地の場所は、配布済みの地

図を参照して下さい。荒武に住む、〇〇さんから、三宅に住む息子の〇〇さんへの贈与となります。〇〇さんは、現在会社勤めでありますが、傍ら父の〇〇さんを中心にした農業に従事しています。農機具等も田植機、コンバイン、軽トラック等一式揃っています。農地法第3条の50a以上の要件も満たしていますので、許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしく申し上げます。

議長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第46号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第46号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。議案書5～13ページの通り17件の申請であります。

1番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積2,907㎡です。

2番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,101㎡です。

3番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積1,000㎡です。

4番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番2、登記・

現況ともに田、面積 1,324 m²です。

5 番 受人：妻町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1、登記・
現況ともに田、面積 1,705 m²です。

6 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・
現況ともに田、面積 764 m²です。

7 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2、登記・
現況ともに田、面積 190 m²です。

8 番 受人：有吉町の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 2、登記・
現況ともに田、面積 811 m²です。

9 番 受人：有吉町の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 1、登記・
現況ともに田、面積 811 m²です。

10 番 受人：三納の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・
現況ともに田、面積 1,194 m²です。

11 番 受人：三納の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2 他 1 筆、
登記・現況ともに田、面積 1,990 m²です。

12 番 受人：三納の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・
現況ともに田、面積 1,252 m²です。

13 番 受人：三納の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・
現況ともに田、面積 1,946 m²です。

14 番 受人：三納の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・
現況ともに田、面積 1,984 m²です。

15 番 受人：三納の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 他 1 筆、
登記・現況ともに田、面積 1,904 m²です。

16 番 受人：三納の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登

記・現況ともに田、面積 1,979 m²です。

17 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 3、登記・現況ともに田、面積 977 m²です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については令和 3 年 3 月 5 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番から 17 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

15 番 〇〇のハウス団地については、誰が就農するのか決まっているのですか。

事務局 一応新規就農者で、〇〇が運営している三納のトレーニングハウスで研修を終えた 3 人が就農すると聞いています。

31 番 補足ですが、穂北の農家農業研修している方が、研修後、三納のトレーニングハウス研修を経て、ハウス団地を借入すると聞いております。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 46 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 46 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 14～27 ページの通り 23 件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番他 8 筆、登記・現況ともに田、面積 10,276 m²、令和 3 年 3 月から 10 年間の使用貸借権の新規設定です。

2 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 1 他 16 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 18,150 m²、令和 3 年 3 月から 10 年間の使用貸借権の新規設定です。

3 番 受人：三宅の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,715 m²、令和 3 年 3 月から 5 年間の貸借権の新規設定です。

4 番 受人：三宅の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,463 m²、令和 3 年 4 月から 5 年間の貸借権の再設定です。

5 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 5,343 m²、令和 3 年 3 月から 2 年間の貸借権の再設定です。

6 番 受人：三納の〇〇、渡人：旭 1 丁目の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 6 筆、登記・現況ともに田、面積 3,276 m²、令和 3 年 4 月から 5 年間の貸借権の再設定です。

7 番 受人：三納の〇〇、渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 4,263 m²、令和 3 年 3 月から 10 年間の貸借権の再設定です。

8 番 受人：三納の〇〇、渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 628 m²、令和 3 年 3 月から 6 年間の賃貸借権の再設定です。

9 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 4,500 m²、令和 3 年 3 月から 6 年間の賃貸借権の再設定です。

10 番 受人：三納の〇〇、渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,116 m²、令和 3 年 4 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

11 番 受人：右松の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,997 m²、令和 3 年 4 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

12 番 受人：平郡の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 3,090 m²、令和 3 年 4 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

13 番 受人：清水の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 786 m²、令和 3 年 3 月から 5 年間の賃貸借権の新規設定です。

14 番 受人：清水の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,209 m²、令和 3 年 4 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

15 番 受人：清水の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 626 m²、令和 3 年 4 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

16 番 受人：調殿の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番他 6 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 5,602 m²、令和 3 年 3 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

17 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 665 m²、令和 3 年 4 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

18 番 受人：岡富の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番他 4 筆、登記・現況ともに田、面積 5,979 m²、令和 3 年 3 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

19 番 受人：岡富の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 936 m²、令和 3 年 3 月から 10 年間の賃貸借権の新規設定です。

20 番 受人：新富町の〇〇、渡人：茶臼春の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況とも畑、面積 13,385 m²、令和 3 年 3 月から 7 年間の賃貸借権の新規設定です。

21 番 受人：清水の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,542 m²、令和 3 年 4 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

22 番 受人：清水の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,106 m²、令和 3 年 4 月から 4 年 11 ヶ月間の賃貸借権の再設定です。

23 番 受人：南方の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字南方宅字〇〇番 3、登記・現況ともに田、面積 977 m²、令和 3 年 3 月から 4 年 10 ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 3 月 5 日を予定しております。

議長 説明がありました 1 番から 23 番について、一括して審議をお願いします。発言の

ある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 47 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 47 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 28～36 ページの通り、合計 16 件あります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 4,471 m²、令和 3 年 4 月から 4 年 10 ヶ月の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 3 月 5 日を予定しております。

議 長 代表 1 番の説明がありましたが、1 番～16 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 48 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 48 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書 37 ページの通り 2 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字荒武字〇〇番、地目：台帳：畑、現況：宅地、面積 731 m²、所有者：西都市大字三宅〇〇番地 10、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 1 になります。

非農地証明明細番号 2、土地の所在：大字穂北字〇〇番、地目：台帳：田、現況：原野、面積 518 m²、所有者：宮崎市〇〇番 25 号、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

議 長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

8 番 1 番を説明します。申請地は、都於郡の〇〇集落にある農地です。配布済みの地図を参照下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有する農地ではありますが、農地法施行以前から家屋が建っており、事由 1 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号 2 について地元委員の説明を求めます。

32 番 2 番を説明します。申請地は、穂北の〇〇集落にあり、〇〇公民館から北へ約 150m 行った所の〇〇ポンプ場の上にある農地です。詳細は、配布済みの地図を参照して下さい。

今回の申請人は、宮崎市の弁護士で、〇〇となっております。現地は、10 年以上耕作放棄され、竹が生い茂り、崖も崩れ落ち、事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第 49 号農業者年金経営移譲の確認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 49 号農業者年金経営移譲の確認についてであります。

地区別申請件数：都於郡 1 件、申請者氏名：〇〇、住所：大字鹿野田〇〇番地、経営移譲面積：3,917 m²、譲受人：同居人の子、〇〇、令和 2 年 11 月総会の議案第 29 号農業経営基盤強化促進法第 19 条第の規定による承認についての案件で、10 年間の使用貸借権設定の承認により経営移譲を行い、農業者年金旧制度による経営移譲年金の

裁定請求を行ったものであります。

議長 1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 暫時休憩

議長 ただ今から協議会とします。

議長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局長 起立、一同礼、解散

午後4時52分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

15 番 _____

30 番 _____